

新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準の変更について

公共施設等利用基準のうち、「マスク」「対人距離」「飲食」の項目について、国が示す基準に基づき、変更する。

新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準
(令和5年3月)

【1 共通利用基準】

※マーカ下線部が変更箇所

文化施設・生涯学習施設・体育施設・コミュニティセンター等について、新型コロナウイルス感染防止のための具体的な利用基準を示すこととする。

施設利用者は、以下の全ての基準を遵守するものとする。

①体調確認	発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状がある場合、体調不良の場合は、利用を控えること。利用前にできる限り検温を行うこと。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の体調を確認すること。
②マスク	原則としてマスクを着用し、特に人と会話をする場合はマスク着用を徹底すること。 ただし、屋外において、他者と身体的距離（2メートル以上目安）が確保できる場合や、距離がとれない場合でも会話を行わない場合、熱中症予防が必要な場合は、この限りではない。 ※国及び東京都の方針に変更があった場合はそれに従う。 マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、施設管理者又は主催者等が、感染対策上又は事業上の理由等により利用者にマスク着用の協力を求める場合がある。
③手洗い・消毒	入退館時に、手洗い・手指消毒を徹底すること。利用中もこまめに手洗い・手指消毒を行うこと。
④対人距離	大声を伴う可能性のある活動については、前後左右の座席との身体的距離（座席間は1席、座席がない場合は最低1メートル）を確保すること。 その他の活動についても、できる限り身体的距離を確保すること。 利用者間の適切な距離を確保すること。

⑤ 飲食	飲食可能な施設において、隣席との身体的距離が確保され、十分な換気等が行われている場合は飲食可とする。 飲食時以外はマスク着用とする。会話が想定される場合は飲食禁止とする。 （注意）各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。 <u>飲食時は、感染対策（身体的距離の確保等）に留意すること。</u>
⑥ 利用者数	国及び東京都の定める基準に基づき決定する。 （注意）各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。
⑦ 換気	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気を行う。 機械換気が設置されていない場合は窓開け換気（可能な範囲で2方向の窓開け）を適宜行うこと。
⑧ 利用後に感染が判明した場合の報告	施設利用後、新型コロナウイルス感染症検査において陽性が判明した場合は、すみやかに施設管理者に報告すること。なお、公表の取扱いについては「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方」及び保健所の見解に基づき判断する。

（注意 1）上記基準の対象者は、主に貸出施設の利用者を想定している。図書館等の不特定多数の来館者が見込まれる施設（申込不要の自由来館型の施設）では、「⑥利用者数」及び「⑦換気」に関しては、原則として施設管理者が施設ごとの管理上の特性を踏まえて対応し、施設入退館時の消毒等により感染防止を徹底するものとする。

（注意 2）上記基準以外の細目は、施設の状況・特性等に応じて、施設管理者が別に定める。

【 2 適用期間】

令和 5 年 3 月 13 日から当面の間